

第 44 回職業能力開発分科会における議論の整理(案)

1 国が行う職業訓練の位置づけについて

【国の職業訓練の必要性】

- ・雇用・能力開発機構の果たしてきた職業訓練についての役割は大変大きく、今般の雇用失業情勢からすると、離職者訓練や在職者訓練は一層重要であり、ひとづくり、ものづくりは国が仕組みを維持することが必要ではないか。

【訓練ノウハウの提供・移転】

- ・雇用・能力開発機構は、「新しい公共」としてのNPO法人も訓練の担い手として、これまで蓄積してきた訓練カリキュラムのノウハウや訓練技法を提供すべきではないか。
- ・民間職業訓練機関への職業訓練の技法やノウハウの移転は、人材の育成を通じて行うものであり、オールジャパンで進めていくことが必要ではないか。

【委託訓練】

- ・委託訓練の就職率を高めるために職業紹介のサポートをどのように構築していくか検討すべきではないか。
- ・委託訓練を増やす場合、国はプロデューサーとしての役割を果たすため、訓練ニーズや実施状況、評価に関するインテリジェンス機能を強化すべきではないか。

【訓練ニーズの把握】

- ・訓練ニーズについては、包括的に国レベルで把握し、コーディネート的な役割を今まで以上に果たすべきではないか。
- ・産業構造のシフトに対応した訓練を行うべきではないか。

2 ポリテクセンター等職業能力開発施設の移管等について

- ・ポリテクセンター等を都道府県に移管し、その運営費を100%補助することは地方移管と言えるのか。
- ・ポリテクセンターの移管については、地域ごとの特徴を踏まえつつ、地方が受け入れやすい条件を整備すべきではないか。

3 総合大学校について

【指導員の養成】

- ・総合大学校において養成される指導員は、法律の目的に即した形で養成されているのか。
- ・総合大学校を4年間で卒業して本当に離職者等へ訓練指導ができるのか。
- ・指導員の養成機能を強化することが重要ではないか。

【指導員の再訓練】

- ・指導員の再訓練が3年に1回では不十分ではないか。

4 地域職業訓練センター等施設の取扱について

- ・地域職業訓練センター、コンピュータ・カレッジの受入は、受入条件が整う自治体に移管することであるが、地方では受入れは困難なのではないか。

5 その他

【新法人の名称】

- ・「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という名称は、職業訓練を承継する機関としてふさわしいのか。

【新法人の業務】

- ・雇用・能力開発機構の廃止に伴い、助成金業務は都道府県労働局に移管されるということだが、高齢・障害者雇用支援機構に移管される能力開発業務と一体的に処理されるようすべきではないか。
- ・外部委託を一般競争入札とすることは、安かろう悪かろうになるのではないか。企画競争入札でも十分透明性を確保できるのではないか。

【職員の雇用】

- ・職員を改めて採用する方式とすると、雇用不安を惹起することにならないか。
- ・職員の雇用は維持すべきではないか。